

○国土交通省告示第七百八十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第五十七条の規定に基づき、自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年六月二十七日

国土交通大臣 石井 啓一

自動車点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示  
 自動車の点検及び整備に関する手引（平成十九年国土交通省告示第三百十七号）の一部を次のように改正する。

- 1 はじめに中「総8,000万円」を「総8,200万円」に改める。
- 3 定期点検の実施の方法(1) 四輪自動車などの表緩み及び損傷の項の次に次のように加える。

スペアタイヤ 取付装置の緩み、 がた及び 損傷			3月	3月	<p>○ スペアタイヤを取り外し、次の点検を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スペアタイヤ取付装置の取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検します。</li> <li>・ また、損傷がないかを目視などにより点検します。</li> </ul>
----------------------------------	--	--	----	----	---



							<p>やひっかかりがないことを確認し、規定トルクで締め付けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• スペアタイヤを取り付けた後、スペアタイヤに異常な傾きがないかを目視などにより点検します。また、スペアタイヤの取付けに緩みがないかをスペアタイヤを強く押すなどして点検します。</li> </ul>
ツールボックスの取付部の緩み及び損傷				3月	3月		<p>○ ツールボックスの取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検します。また、損傷がないかを目視などにより点検します。</p>

附 則

この告示は、平成三十年十月一日から施行する。